

東海市条例第3号

東海市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東海市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和44年東海市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第11条から第13条までを削り、第14条を第11条とし、第15条から第17条までを3条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。